

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>理事長</p> <p>第15条 理事長は委員会並びに事務局を総理し会務を執行する。</p> <p>2 理事長は常務理事会議決事項について専決権を有する。理事長が専決権を行使した時は、次の常務理事会において報告し、了承を得なければならない。</p> <p>委員会</p> <p>第16条 協会業務の執行のために次の運営委員会を設ける。これらの運営委員会の業務及び構成の詳細は細則で定める。</p> <p>企画運営委員会：協会活動の企画、および管理業務を担当する。</p> <p>コンテンツ事業運営委員会：協会活動の記録、保存、発信を担当する。</p> <p>学術事業運営委員会：協会の学術活動の推進を担当する。</p> <p>事務局</p> <p>第17条 協会の経理、会員の管理等の事務を処理するために事務局をおく。事務局長は常務理事会の議を経て理事長が任免する。</p> <p>2 事務局の設置場所は細則で定める。</p> | <p>理事長</p> <p>第15条 理事長は委員会ならびに事務局を総理し会務を執行する。</p> <p>2 理事会は常務理事会議決事項について専決権を有する。理事長が専決権を執行した時は、次の常務理事会において報告し、了承を得なければならない</p> <p>3 理事長は会務執行のため、理事長を補佐する活動推進委員会を設置する。</p> <p>運営委員会</p> <p>第16条 協会業務の執行のために次の運営委員会を設ける。これらの運営委員会の業務及び構成の詳細は細則で定める。</p> <p>企画運営委員会：協会行事の企画、及び行事管理業務を担当する。</p> <p>コンテンツ事業運営委員会：協会活動の記録、保存、発信を担当する。</p> <p>学術事業運営委員会：協会の学術活動の推進を担当する。</p> <p>活動推進委員会</p> <p>第16条の2 活動推進委員会は、理事長が総理する事項についての協会活動全体に関わる企画・調整・推進を行い、各委員会等と連携してその活動を行う。また同委員会は、事務局を所管する。</p> <p>2 活動推進委員会の業務及び構成は細則で定める。</p> <p>3 委員長は理事長が兼任し、事務局長はその委員に含むこととする。</p> <p>事務局</p> <p>第17条 協会の活動全般にかかわる事務及び経理、会員の管理等の事務を処理するために事務局を置く。事務局長は常務理事会の議を経て理事長が任免する。</p> <p>2 事務局の設置場所は細則で定める。</p> |